

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業関係業務

会計年度任用職員募集要項

1 業務内容

保育所、認定こども園、地域型保育事業において、性被害防止対策に係るパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に対する補助金を交付する事務等に従事していただきます。

主たる業務は、申請書等の提出書類の收受、整理、確認、申請者への不備書類の修正依頼の連絡、電話問合せ対応、集計データ作成、その他事務補助全般等です。

2 応募資格

次のア～ウのすべてに該当している者であること

ア パソコン（Word、Excel）の基本的な操作ができること

イ 令和8年1月1日現在、満18歳以上の方

ウ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用予定人数

1名

4 任用期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

※選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、再度任用される場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

勤務時間：午前9時～午後5時15分

勤務日数：週4日勤務

休憩時間：45分

(2) 休日

土曜日、日曜日、指定の曜日※

※当課から休日出勤を指示した場合、他の日に休日を振替えます。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 勤務地

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整グループ）

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階

(4) 報酬等

報酬（月額）	165,300円～185,832円
--------	-------------------

なお、上記の報酬等は募集時点のものであり、給与改定等により変更になることがあります。

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：5日 付与期間：令和8年1月1日～令和8年3月31日
特別休暇	【有給】 ・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇 ・災害等による通勤等の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇・妊娠障害休暇・ドナー休暇・育児時間休暇 ・子の看護等休暇※ ・短期介護休暇※（※）別途取得要件あり

※上記の他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

6 試験日時・場所

(1) 試験日

令和7年12月1日（月曜日） 午後1時30分から

(2) 試験会場

大阪市北区中之島1－3－20

大阪市役所 2階 201会議室（別紙フロア図参照）

※集合、試験開始時間、試験会場の詳細については、受験者本人あて電話連絡します。

7 選考方法

(1) 筆記（論文）試験 60分

(2) 口述（面接）試験 1人あたり20分程度

主として人物について面接を行います。

(3) 筆記（論文）試験及び口述（面接）試験の合計得点が一定点数以上の者のうちから成績上位者を合格者とします。ただし、筆記（論文）試験及び口述（面接）試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。なお、補欠合格者は、令和8年2月1日までの期間において、合格者が採用を辞退した場合や退職等により欠員となった場合に、繰り上げ合格として採用することがあります。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵送等で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真（確実に本人確認ができるもの）を必ず貼付してください。

※本市所定の様式に本人が必要事項をパソコンで入力または自筆で記入したうえで、写真を貼り付けて提出してください。

イ 申し立て書 1通

※本市所定の様式に本人が必要事項をパソコンで入力または自筆で記入したうえで提出してください。

※ア・イともに[大阪市役所ホームページ](#)から取得してください。

また、大阪市役所こども青少年局幼保施策部幼保企画課においても配架しています。

【大阪市ホームページ掲載場所】

トップページ ⇒ 市政 ⇒ 職員等採用 ⇒ 会計年度任用職員（一般職非常勤）の募集 ⇒ 任用期間別 ⇒ 任用期間が1年以内のもの ⇒ 【令和8年1月1日～令和8年3月31日】保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業関係業務会計年度任用職員の募集について（こども青少年局幼保企画課）

9 申込書等の受付期間等

(1) 受付期間

令和7年11月12日（水曜日）～令和7年11月25日（火曜日）

※送付の場合は必着。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く受付期間内の午前9時30分～午後5時（午後0時15分～午後1時除く。）に持参してください。

(2) 送付または提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階
大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整グループ）

(3) その他

- ・送付の場合は、「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れてください。
- ・送付の場合は、必ず簡易書留または簡易書留に準ずるもので送付してください。
- ・送付中に発生した事故については、責任を負いません。
- ・料金不足の場合は受付できません。

10 合否の通知

試験結果については、令和7年12月8日（月曜日）以降に受験者全員に通知します。

11 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 集合時刻に30分以上遅刻した場合は、受験できません。
- (4) 受験資格がないこと及び申込み内容に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得たうえで、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

【問い合わせ先】

大阪市こども青少年局 幼保施策部幼保企画課
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
電話 06-6208-8031

※本市からは上記電話番号より連絡いたします。